

第4章

目標達成に向けた取組

1 基本方針と施策体系

2 目標達成に向けた施策

3 重点施策

1

基本方針と施策体系

本市の脱炭素実現に向け、5つの基本方針を以下の図のとおり決めました。各基本方針を達成するため、施策の柱を設定し推進していきます。

図表 4-1 基本方針と施策の柱

基本方針	施策の柱
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進 	(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大 (2) 再生可能エネルギーの利用拡大
2. 省エネルギーの取組の促進 	(1) 家庭における省エネルギー対策の促進 (2) 事業所における省エネルギー対策の促進 (3) 建築物の省エネルギー対策の促進 (4) 公共施設における率的取組の推進
3. まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進 	(1) 移動手段の脱炭素化の促進 (2) スマートコミュニティの推進 (3) 4Rの推進 (4) 吸収源対策の推進
4. 気候変動適応策の推進 	(1) 自然災害の備えと影響軽減の取組推進 (2) 健康被害対策の推進 (3) 生活や事業活動への影響対策の推進
5. 行動変容につながる基盤の整備 	(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進 (2) 環境教育・環境学習の推進 (3) 気候変動対策に関する情報受発信の充実

※各施策の柱に関連するSDGsの主な目標を基本方針に一括して表示しています

2

目標達成に向けた施策

基本方針 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策展開の方向性

戸建住宅が市内全体の住宅戸数の6割を占める本市において、住宅に設置される太陽光発電設備は域内の重要なエネルギー源となります。自然環境や生活環境への影響に配慮した上で、太陽光エネルギーの更なる有効活用を促進します。創られる再生可能エネルギーは、地域資源として捉え、域内消費を推進し、エネルギーの地産地消を目指します。

市の施策

(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

さらに、防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電のほか、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

	施策	担当部署
①	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、住宅や工場、商業施設、公共施設などの屋根や駐車場、遊休地など太陽光発電設備が設置可能な場所の活用を図り、再生可能エネルギー発電量を増加させます。	環境課
②	家庭や事業所への太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に対する支援を拡充するとともに、市内事業者等と連携した導入促進策を検討します。	環境課
③	家庭や事業所における再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入、コージェネレーションシステムの導入を促進します。	環境課
④	市内で発電された再生可能エネルギー由来電力の自家消費を前提に、余剰分を地域内で利用できる仕組みの構築を目指します。	環境課
⑤	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。	環境課 防災安全課 関係各課
⑥	国や東京都の補助・支援制度や再生可能エネルギー由来の電力の情報など、再生可能エネルギーの導入・活用に関する情報発信を行います。	環境課
⑦	使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	環境課

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大

公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進するとともに、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

	施策	担当部署
①	公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。	環境課
②	共同購入事業の利用など、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来電力への契約見直しを呼びかけます。	環境課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 家庭用太陽光発電システム、蓄電池等の積極的な導入に努める。
- (2) 再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者との契約を検討する。
- (3) エネルギーの地産地消の取組に積極的に協力する。

事業者の取組例

- (1) 事業所への太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギー設備の導入に努める。
- (2) 再生可能エネルギーを活用した電力を販売する電気事業者との契約を検討する。
- (3) エネルギーの地産地消の取組に積極的に協力する。

施策指標

指標	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
公共施設への太陽光発電設備導入施設数	8 件	設置可能な建物、敷地の 70%以上に設置
戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率 (導入件数) [※]	12% (2,215 件)	30% (5,615 件) (令和 12 (2030) 年度目標値)

※FIT 制度・FIP 制度による導入件数より算出

基本方針 2

省エネルギーの取組の促進

施策展開の方向性

市民や事業者などの日常的な習慣として省エネルギー行動を浸透、定着させるとともに、住宅や建築物、家電製品、設備・機器、自動車などで、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を取り入れるよう促すことで、日々の暮らしや仕事などのあらゆる場面で脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを実現します。

さらに、家庭や事業所において再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能に優れた設備・機器の導入を促進し、その成果を広く市民、事業者に周知します。

市の施策

(1) 家庭における省エネルギー対策の促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」への参加促進や「ゼロエミッション東京」の取組の啓発を行います。

また、引き続き省エネルギー型設備の設置・購入に対する補助を実施します。

	施策	担当部署
①	家庭における効果的な省エネ行動の促進のため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」への参加を呼びかけます。	環境課
②	「ゼロエミッション東京」の取組の情報発信を行い、脱炭素社会の実現に向けた意識啓発に努めます。	環境課
③	国の「うちエコ診断」の利用に向けた啓発を進めます。	環境課
④	家庭におけるHEMSの導入・活用など、エネルギーの『見える化』による効率的なエネルギー利用を促進します。	環境課 関係各課
⑤	住宅への省エネルギー型設備機器の導入を促進します。	環境課
⑥	市民に対するエコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課

(2) 事業所における省エネルギー対策の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供を行い、脱炭素経営の普及・拡大を促進します。

	施策	担当部署
①	東京都の中小規模事業所の省エネルギー診断事業の活用などによる省エネ診断の受診を促進します。	環境課
②	「優良特定地球温暖化対策事業所」の認定登録について周知を図ります。	環境課
③	設備・機器の運転の最適化（エコチューニング）、事業所のエネルギー管理システム（EMS）の利用を促進します。	環境課
④	補助金やあっせん融資等の効果的な支援策について、国や東京都の補助等に関する情報提供を行うほか、本市においても支援策の検討を行い、省エネルギー設備・機器の導入を促進します。	環境課
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課
⑥	脱炭素に配慮したビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化など脱炭素経営に関する事例の提供、セミナーの開催など、省エネルギーの知識や意識の向上を図ります。	環境課 産業観光課
⑦	二酸化炭素の削減に配慮した商品・技術の開発や新たなビジネスの育成・支援を進めます。	環境課 産業観光課

(3) 建築物の省エネルギー対策の促進

エネルギー性能の高い住宅やビルのメリットをPRし、新設される住宅やビルのZEH、ZEB化を促進するほか、既存住宅の改修時における断熱リフォームを推奨するなど、建築物の省エネルギー化を促進します。

また、新築・改築の公共施設はZEB化を図るとともに、改修時にはエネルギー性能の向上を図ります。

	施策	担当部署
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築・改築・改修時には、ZEH、ZEBなど脱炭素に配慮した建築物となるよう情報提供を行います。	環境課
②	既存住宅の窓や床・壁の断熱リフォームなど、環境性能を向上させる改修工事に対する支援の拡充を図ります。	環境課
③	建築物の省エネルギー化・長寿命化を促進するための各種法律「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」などについての情報発信を行います。	環境課
④	CASBEE（建築環境総合性能評価システム）について情報提供を行います。	環境課 都市計画課
⑤	市営住宅の改築・改修においては、省エネルギー性能の向上や長寿命化を推進します。	環境課 都市計画課

(4) 公共施設における率優先的取組の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

	施策	担当部署
①	「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、本市の事務事業における省エネルギー化を推進します。	環境課 関係各課
②	公共施設の設備・機器更新の際には、LED照明や高効率設備等の省エネルギー設備・機器の導入に取り組みます。	環境課 関係各課
③	公共施設で使用する電力については、再生可能エネルギー由来の電力の調達に努めます。	環境課 関係各課
④	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー(太陽光発電)、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。【再掲】	環境課 防災安全課 関係各課
⑤	公共施設や市営住宅等の建築・改築・改修等の際は、ZEB化や、省エネルギー性能向上、長寿命化、木材利用を推進します。	都市計画課 関係各課
⑥	公用車に、電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)など、次世代自動車を積極的に導入します。	環境課 関係各課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」に参加する。
- (2) 「うちエコ診断」を受診し、家庭からの温室効果ガス排出量削減に努める。
- (3) 家電製品の買い替え時は、省エネルギーラベル(エアコンはフロンラベルも)を確認して、温室効果ガス排出量が少ない製品を選択する。
- (4) 省エネ型の照明(LED照明)や高効率給湯器への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入する。
- (5) 車を運転するときは、エコドライブを実践する。
- (6) 省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEHなど省エネルギー性能の高い住宅の導入、改修に努める。
- (7) 窓・壁面・建物の断熱化・遮熱化に加え、自然の風や光を生かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高めるよう努める。



事業者の取組例

- (1) エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組む。
- (2) 省エネルギー診断やエコチューニングを受診し、設備の運用の適正化に努める。
- (3) BEMS(ビルエネルギー管理システム)やFEMS(工場エネルギー管理システム)を導入し、エネルギー使用量の監視と運転管理の最適化に努める。
- (4) 省エネ型の照明(LED照明)や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を積極的に導入する。
- (5) 車を運転するときは、エコドライブを実践する。
- (6) 事業所の建築時・改修時には、省エネルギー改修やZEBの導入を検討する。
- (7) 窓・壁面・建物の断熱化・遮熱化に加え、自然の風や光を生かした通風・採光の確保等により、建物の省エネルギー性能を高めるよう努める。

施策指標

指標	現状値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
東京都などの支援による省エネ診断の実施件数	7 件	15 件
本市の補助金を利用した省エネルギー改修の実施件数	56 件	560 件 (累計) (令和 12 (2030) 年度 目標値)
本市の事務事業からの温室効果ガス排出量	3,590,401.71 kg-CO ₂	2,727,382 kg-CO ₂ (令和 12 (2030) 年度 目標値)

基本方針3

まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進

施策展開の方向性

自動車からの温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代自動車の普及促進とともに、利便性向上等による公共交通や自転車の利用促進に努め、移動手段における脱炭素化への転換を進めます。

また、建築物のZEH化やZEB化を推進するほか、複数の建物や街区単位でのエネルギーの面的利用など、まち全体での効率的なエネルギー利用を検討するとともに、気温上昇の緩和や吸収源となる緑化にも取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

さらに、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進します。

市の施策

(1) 移動手段の脱炭素化の促進

次世代自動車のメリットのPRを行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。また、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

また、市民や事業者に対し、公共交通の利用促進や近距離移動における自転車や徒歩利用の呼びかけを行うなど、日常的な移動手段における脱炭素化を促進します。

	施策	担当部署
①	市民や事業者に対し、次世代自動車のメリットについてPRを行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。	環境課
②	家庭への電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)、V2Hなど、次世代自動車の導入や活用に対する支援策などの情報提供を行います。	環境課
③	公用車やコミュニティバスなどに、電気自動車(EV)・水素自動車(FCV)など、次世代自動車の導入を推進します。	環境課 関係各課
④	電気自動車(EV)の充電設備などの普及拡大を図ります。	環境課
⑤	公共施設等の拠点と各地域をつなぐ効率的で利便性の高い交通サービスの充実を図り、公共交通の利用を促進します。	交通企画・モノレール 推進課
⑥	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を推進します。	道路下水道課
⑦	公共交通機能を補完する移動手段の確保、広域移動における地域の経済活性化や回遊性の向上等、新たな交通システムとしてのシェアサイクルの整備及び活用を促進します。	交通企画・モノレール 推進課 関係各課

(2) スマートコミュニティの推進

モノレール延伸計画により人口の集中や都市機能の集積が進むことが予想される本市は、今後様々な都市活動に伴って多量の温室効果ガスが排出される可能性があることから、モノレール駅を中心としたまちづくりをゼロカーボンシティづくりの契機としてとらえ、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

施策		担当部署
①	街区や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。	環境課 都市計画課
②	モノレール駅を中心とした脱炭素型まちづくりの検討をします。	環境課 都市計画課
③	再開発事業などのまちづくりの契機において、自立・分散型エネルギーシステムなどの脱炭素型まちづくりの構築を検討します。	都市計画課 環境課
④	交通渋滞を緩和し、自動車走行に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。	道路下水道課 都市計画課

(3) 4Rの推進

市報、本市ホームページ、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制のための情報提供を行うとともに、資源循環に配慮した事業活動やエシカル消費の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

施策		担当部署
①	ごみの減量化や再資源化を推進するため、4R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	ごみ対策課
②	食べきり運動や未利用食品の有効活用などを働きかけ、食品ロスの削減に努めます。	ごみ対策課
③	市民に対し、エコバックやマイボトルの活用、レジ袋削減の取組を推進する一方、事業者と連携し、プラスチック等の再資源化を推進します。	ごみ対策課
④	プラスチック使用製品の分別収集や再商品化について、調査、研究を行います。	ごみ対策課

(4) 吸収源対策の推進

法令に基づいて指定された地域制緑地の保全や、市民・事業者の緑地保全への理解・協力を得ながら、吸収源となる公園や緑地の適正な維持管理、整備に努めます。

施策		担当部署
①	二酸化炭素の吸収源対策として、都市公園の整備や森林公園の保全を推進します。	環境課 都市計画課
②	法律に基づいて指定された生産緑地地区の保全に努めます。	環境課 都市計画課 産業観光課
③	森林の保全・整備の体験型イベントなどにより、森林の多面的機能に関する普及啓発を行い、市民や事業者の森林への理解を促進します。	環境課
④	市民との協働により、緑地の保全・管理を推進します。	環境課
⑤	みどりの保護育成のため、樹木・樹林・生け垣の保全を推進します。	環境課
⑥	他自治体や民間企業とのカーボン・オフセットについて、調査・研究を行います。	環境課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 自動車の買い替え時には、次世代自動車を選択するよう努める。
- (2) 公共交通機関を積極的に利用するよう努める。
- (3) 家庭からのごみを削減するため、4Rに積極的に取り組む。
- (4) 敷地内の緑化や生け垣の設置などまちなかの緑化や、森林や緑地の保全・管理に協力する。

事業者の取組例

- (1) 事業活動で自動車を使用する際は、次世代自動車の導入(購入・リース、サブスクリプション等)を検討する。
- (2) 製品設計時にごみの減量化及び再資源化を検討するとともに、簡易包装や量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制に努める。
- (3) 敷地内の緑化などまちなかの緑化や、森林や緑地の保全・管理に協力する。

施策指標

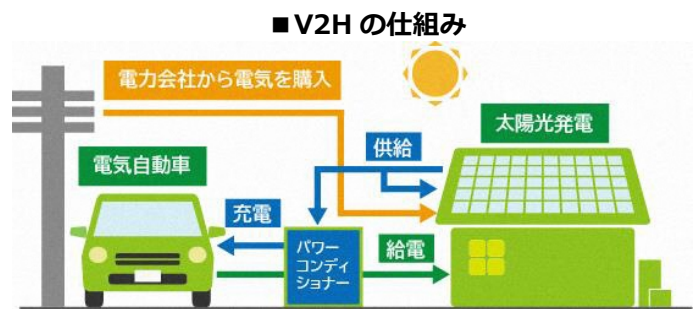
指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
公共施設におけるEV充電設備等の設置数	2 箇所	現状より増加
市民一人1日当たりの収集ごみ排出量	573.3 g/人日	511.1 g/人日 (令和 15 (2033) 年度 目標値)
本市の森林吸収量	88.5t-CO ₂ (令和 3 (2021) 年度 現状値)	88.5t-CO ₂ 以上

V2H (ビークル・トゥ・ホーム)

V2H(ビークル・トゥ・ホーム)は、電気自動車に搭載された電池に充電された電気を、家と双方向でやりとりするためのシステムです。

V2Hを利用するためにはV2H対応の電気自動車を導入する必要があるほか、電気自動車と家を接続するパワーコンディショナーが必要です。

停電した場合でも、V2Hを用いることで電気自動車にためた電気を家へ供給できるため、電気自動車を災害時の非常電源として活用することができます。



基本方針4

気候変動適応策の推進

施策展開の方向性

温室効果ガスの削減のための「緩和策」とともに、大雨や暴風といった気象災害、熱中症の増加、農作物の不作といった予測される影響に対し、その悪影響を最小限に抑える「適応策」の取組を推進します。

市の施策

(1) 自然災害への備えと影響軽減の取組推進

「武蔵村山市第五次長期総合計画」に基づくまちづくりを推進し、洪水などによる被害軽減に向けたまちのレジリエンス強化を図ります。

また、本市ホームページ、SNS等を活用した防災情報の周知や自主防災組織への支援など、市民、事業者の防災意識の高揚を図ります。

施策		担当部署
①	排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水浸透施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	道路下水道課
②	グリーンインフラとなる緑地や農地などを保全し、雨水流出抑制を促進します。	環境課 産業観光課
③	道路（歩道）においては、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透を推進します。	道路下水道課 区画整理課
④	気候変動・防災・減災に寄与するため、グリーンインフラを活用した雨水貯留・浸透等による雨水流出抑制等について関係機関と協議・連携を図り、調査・研究を行います。	環境課
⑤	公共施設の建て替えなどを行う場合には、関係機関と協議・連携を図り、地下貯留などの雨水流出抑制施設の設置を進めるほか、民間施設における雨水流出抑制対策を促進します。	施設課 都市計画課
⑥	防災情報サービス（SNSなどでの防災情報の発信など）や、武蔵村山市浸水・土砂災害ハザードマップの周知に努め、市民や事業者の防災意識の高揚を図ります。	防災安全課
⑦	防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。【再掲】	環境課 防災安全課 関係各課

(2) 健康被害対策の推進

熱中症の発症リスクが高まっていることから、市民や事業者へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、気温上昇などにより感染症を媒介する動物(蚊やマダニなど)の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進します。

施策		担当部署
①	暑さ指数(WBGT)など熱中症予防情報を、本市ホームページや防災行政無線等により発信して注意喚起を行うとともに、民生委員・児童委員等による高齢者等の見守り、声かけ活動等の予防体制づくりを行います。	健康推進課 防災安全課 福祉総務課
②	公共施設など指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定を行い、熱中症特別警戒アラート発令時に開放します。	健康推進課
③	ヒートアイランド現象の緩和にもつなげるまちの緑化を推進します。	環境課 施設所管課
④	デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課

(3) 生活や事業活動への影響対策の推進

関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。
また、平均気温の上昇に伴う農林水産物の生育被害や農林業経営への影響の軽減を図ります。

施策		担当部署
①	国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。	防災安全課
②	無降水日の増加等に伴い、渇水の高まることから、水の有効利用を呼びかけます。	道路下水道課
③	市民・事業者の自然生態系の保全活動を支援するなど、気候変動に伴う自然生態系への影響防止対策を推進します。	環境課
④	気候変動による農作物への影響等について、関係機関と連携し、情報提供を行います。	産業観光課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 本市ホームページ・SNSやハザードマップを確認し、マイ・タイムラインの作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行う。
- (2) 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際に各自が予防行動を取れるよう心がける。
- (3) 渇水の際は、節水への協力を努める。



事業者の取組例

- (1) 武蔵村山市防災情報サービスやハザードマップを確認し、BCP(事業継続計画)の作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行う。
- (2) 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際に各自が予防行動を取れるよう心がける。
- (3) 喝水の際は、節水への協力を努める。
- (4) 農業者は気候に合った農作物栽培への移行を検討する。

施策指標

指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
熱中症搬送者数 (年間)	48 人	0 人
指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) 指定数	32 箇所 公共施設 : 31 箇所全施設 民間施設 : 1 箇所	33 箇所以上 公共施設 : 31 箇所全施設 民間施設 : 2 箇所以上

暑さ指数 (WBGT)

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)は、熱中症を予防することを目的とした指標で、単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標となっています。

日常生活での暑さ指数の指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28~31) ※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28) ※2	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※1 28以上31未満、※2 25以上28未満を示します。

出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

基本方針 5

行動変容につながる基盤の整備

施策展開の方向性

脱炭素社会の実現に向けて、気候変動の問題について学び、私たちのライフスタイルやビジネススタイルを見直し、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代や事業者との意見交換、協働作業を行いながら、市民や事業者による自主的な環境学習講座や環境イベントの開催、参加拡大を促進します。

市の施策

(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行うとともに、市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

	施策	担当部署
①	省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。	環境課 産業観光課
②	市民、事業者が行う自主的・創造的な環境活動を支援し、周知・発表する場を提供します。	環境課 協働推進課
③	市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	環境課 協働推進課 関係各課
④	市民・事業者・行政が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	環境課 関係各課

(2) 環境教育・環境学習の推進

気候変動の問題について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人を育てるため、事業者とも連携・協力を図りながら、学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。

また、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

施策		担当部署
①	地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習機会の提供などを推進していきます。	環境課 文化振興課
②	多様な生活様式に配慮した環境学習の機会を、幅広い年代層に提供します。	環境課
③	市民や事業者が自主的に行う環境学習講座などを促進します。	環境課
④	より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、新しい生活様式を踏まえたオンラインによる学習講座の開催など、市民が参加しやすくなるように改善策を講じます。	環境課
⑤	ゼロカーボンチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。	環境課 教育指導課

(3) 気候変動対策に関する情報受発信の充実

環境に関するイベントや講座、支援制度の情報、日々の生活で役立つ情報、環境活動に取り組む市民・団体・事業者の紹介、環境活動の効果など、各種媒体の特性を活かしながら、広く情報発信を行っていきます。

また、市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。

施策		担当部署
①	市報や本市ホームページ、パンフレット、ポスター、SNS、ローカルテレビなどの様々な媒体の特性を活用しながら、気候変動問題をはじめとする様々な環境に係る情報発信を行います。	環境課
②	市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。	環境課 関係各課
③	市民や事業者、環境保全団体等が自主的に行う脱炭素に配慮した行動や活動の支援を図り、積極的な活動を行っている市民や事業者、環境保全団体等の活動の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。	環境課 関係各課

市民・事業者の取組

市民の取組例

- (1) 気候変動問題に興味を持ち、自主的に地球温暖化対策について学ぶ。
- (2) 気候変動や環境に関する講座やイベントに参加する。
- (3) 環境学習で得たことを、環境にやさしい行動として日常生活で実践する。
- (4) 学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力する。

事業者の取組例

- (1) 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会などを職場で実施し、従業員の環境意識の向上を図る。
- (2) 研修や勉強会等で得た知識や技術を環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげる。
- (3) 体験型学習プログラムの提供や講師など、学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに協力する。

施策指標

指標	現状値 令和 5 (2023)年度	目標値 令和 16 (2034)年度
環境学習会などの開催回数	3 回	6 回
環境学習会などの参加者数	79 人	150 人
ゼロカーボンチャレンジに係る取組の実施校数	3 校	現状より増加

デコ活

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO₂削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素(CO₂)を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

「デコ活」では、脱炭素につながる働き方や暮らし方をすることによって将来生み出される費用や時間を具体的に示すなど、脱炭素につながる新たな豊かな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感してもらう様々な機会・場をアナログ・デジタル問わず提供しています。

その中で、わたしたちが最初に取り組むべき行動(アクション)を、「まずはここから」と題して「デ」「コ」「カ」「ツ」にちなんだ4つの取組を挙げています。

さらに、再生可能エネルギー、高効率設備機器、次世代自動車などの導入・利活用などの取組を「ひとりでCO₂が下がる」アクションとして、クールビズ・ウォームビズやサステナブルファッション、ごみの分別、地産地消などの取組を「みんなで実践」アクションとして挙げています。

取組メニューとともに取組の効果や補助金情報などのサポート情報が示されていますので、「まずはここから」の取組の実践を広げていきましょう。

デコ活アクション一覧

分類		アクション
まずはここから	住	デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べきり、食材の使い切り)
	職	ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅急便は一度で受け取る

日々のデコ活の取組は、「#デコ活」を付けてSNSなどで発信したり、デコ活のウェブサイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)から、「デコ活宣言」をして、デコ活の賛同・参加ができますので、一人ひとりの日常の取組が地球を変える大きなうねりになるように運動の和をひろげていきましょう。

出典:環境省ウェブサイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)



3

重点施策

重点 施策

行動変容へとつながる参加型脱炭素プログラムの 検討

取組概要

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民・事業者・行政それぞれが脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへと転換していく必要があります。

脱炭素の取組は、二酸化炭素の排出を削減することで、地球温暖化の進行を止めるだけでなく、快適な住環境や職場環境(住宅や建物の断熱性能の向上)、エネルギーコストの削減(太陽光発電設備の導入・自家消費)、健康増進(公共交通機関や自転車・徒歩利用の促進)など生活の質の向上へとつながるものともなっています。

また、高温化や台風の大型化、大雨の発生頻度の増加などにより、気候変動に伴う災害リスクが増大しており、これらのリスクに備えていくことが急務となっています。

気候変動対策の様々なメリットを含め、具体的な効果が見える形で普及啓発を行うとともに、取組意欲を喚起する参加型の脱炭素プログラムの検討・構築を進めていきます。

取組イメージ

市民向けプログラム

- 日常生活で取り組める脱炭素の取組の実践につながる参加型プログラムの検討を行います。
- 取組メニューについては、快適・安全・健康・コスト削減など、暮らしの中のメリットを示すことで、日常生活での定着を目指していきます。
- 取り組んだことによるCO₂削減量が見える化し、ゼロカーボンシティ実現のインセンティブとして貢献ポイントを付与するなど、取組意欲を高める工夫を行います。
- 高齢者の健康増進やゼロカーボンチャレンジ校など学校との連携など、既存の市の施策と連携させ、幅広い世代で取り組めるよう検討を行います。

事業者向けプログラム

- 脱炭素に積極的に取り組む事業者の認定・表彰制度の検討を行います。
- 認定・表彰を受けることで事業者の信用性などを担保し、市内事業者の活性化へとつなげていきます。
- 取組の内容に応じてステージを設けるなど継続的に取り組めるようなプログラムの検討を行います。
- 取組例の公表や定期的に情報交換を行う場を設けるなど、波及効果をもたらす工夫を行います。